

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年第1回弘前市国民健康保険運営協議会
開 催 年 月 日	令和7年4月17日（木）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時00分から午後2時40分まで
開 催 場 所	弘前市社会福祉センター 大会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前市国民健康保険運営協議会 会長 島 浩之
出 席 者	被保険者代表：委員 小山内 公子 委員 高橋 ゆみ子 委員 川浪 千賀子 保険医又は保険薬剤師代表： 委員 中村 吉秀 公 益 代 表：委員 島 浩之 委員 對馬 厚志 委員 阿保 鉄幸 被用者保険等保険者代表： 委員 三上 光徳 委員 和田 弘
欠 席 者	被保険者代表：委員 柴田 雅子 保険医又は保険薬剤師代表： 委員 柿崎 良樹 委員 遠藤 寛 委員 磯木 雄之輔 公 益 代 表：委員 藪谷 育男 被用者保険等保険者代表： 委員 本田 秀明
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	健康こども部長 ：佐伯 尚幸 国保年金課長 ：相馬 延承 国保年金課長補佐：加藤 誠 〃 主幹兼国保保険料係長： 櫻庭 真紀 〃 主幹兼国保給付係長 ： 小山内 愛 〃 国保健康事業係長 ： 工藤 翔 〃 主査 ： 金澤 臣哉

会 議 の 議 題	【諮問事項協議】 (1) 国民健康保険料の後期高齢者支援金分等に係る賦課限度額の改定 (2) 特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する減免の申請手続きの一部改正 【報告事項】 (1) 国民健康保険法施行令の改正に伴う国民健康保険料の軽減所得判定基準に係る条例改正 (2) 健康保険被保険者証の廃止
会 議 資 料	・ 次第 ・ 諮問事項説明資料 【資料 1】 国民健康保険料の後期高齢者支援金分等に係る賦課限度額の改定 【資料 2】 特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する減免の申請手続きの一部を改正すること ・ 報告事項説明資料 【資料 3】 国民健康保険法施行令の改正に伴う国民健康保険料の軽減所得判定基準に係る条例改正 【資料 4】 健康保険被保険者証の廃止
会 議 内 容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等) 司会 (国保年金課長補佐)	1 開 会 2 健康こども部長挨拶 3 会長挨拶 4 諮問事項協議 5 報告事項 6 そ の 他 7 閉 会 【会議録】 4 諮問事項協議 これより会議に入りますが、弘前市国民健康保険運営協議会規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、島会長に議長をお願いいたします。

会長 (島委員)	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日の出席委員は9名で、弘前市国民健康保険運営協議会規則に定める定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。 次に、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録は、高橋ゆみ子委員、川浪千賀子委員を署名委員に指名します。後日、事務局より会議録を送付しますのでご確認をお願いします。
会長 (島委員)	続いて、本協議会への諮問事項の協議に入ります。 諮問事項の1点目「国民健康保険料の後期高齢者支援金分等に係る賦課限度額を改定すること」について理事者の説明を求めます。
事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)	諮問事項についてご説明いたします。 はじめに、国民健康保険運営協議会は国民健康保険法第11条第2項の規定により、保険給付や保険料の徴収その他の重要事項について審議いただく機関であり、各市町村においては、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引き上げ幅や引き上げ時期を判断することが可能であることから、国民健康保険運営協議会にお諮りするものです。 今回、諮問しましたのは、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額及び後期高齢者支援金等に係る賦課限度額の改定です。具体的には、賦課限度額の上限の引き上げにより、高所得者へご負担をいただくことにより、中・低所得層の保険料の負担軽減に向けた内容とするものです。 詳細について「資料1」でご説明します。今回は、国民健康保険法施行令の一部改正に準じ、四角で囲みました「第2 改正の内容の1」のとおり、国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を24万円から26万円に引き上げをしようとするものであります。 2ページ目の「令和7年度国民健康保険料賦課限度額の改定内容」をご覧ください。今回改定する部分を含めた賦課限度額全体の内容を記載したものであります。対象となる賦課限度額は、基礎賦課額と後期高齢者支援金等賦課額の部分であり、介護納付金賦課額分につきましては据え置きとなります。 この3つの区分の合計賦課限度額は、世帯ごとに最大で106万円から109万円となり、現状の合計賦課限度額から3万円を引上げようとするものです。

事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)	次に、３ページ目の「賦課限度額の改定に伴う影響世帯数等について」をご覧ください。 項目１の「賦課限度額世帯の推移見込」について、今年２月末時点での国保加入世帯状況で推計したところ、限度額を超過する世帯数は、医療費給付分（基礎賦課額分）が４０４世帯から１１世帯減少し３９３世帯、後期高齢者支援金分が３９７世帯から７２世帯減少し３２５世帯と見込まれます。 賦課限度額に達する世帯の割合は、医療費給付分につきましては１．７９％から１．７４％、後期高齢者支援金分につきましては１．７６％から１．４４％に減少すると見込まれます。 次に項目２の「賦課限度額の改定に伴う影響額の見込み」について、従来の賦課限度額による場合の現年度分の調定額を試算し、賦課限度額を改定した場合の調定額と比較した結果、今回の改定により約１，０００万円の増額効果が見込まれます。 最後に項目３の「賦課限度額に達する世帯人数別の所得及び収入額」について、現在の世帯人数ごとの、賦課限度額に達する所得につきましては、上段の表が改定前の表であり、下段の表は改定後を見込んだものです。 １人世帯の例として説明いたしますと、現行の賦課限度額は年間約９２６万円の収入、所得が約７３１万円で、賦課限度額に達しますが、改定後の収入は約１１万円増の約９３７万円、改定後の所得は約１１万円増の約７４２万円で賦課限度額に達することとなります。 以上で、説明を終わります。
会長 (島委員)	ご説明ありがとうございました。ただいまの理事者の説明に対してご質疑ございませんか。 《質疑なし》
会長 (島委員)	ご質疑、ご意見がないようですので、質疑等を終了し、採決いたします。 本協議会への諮問事項「国民健康保険料の後期高齢者支援金分等に係る賦課限度額を改定すること」について、事務局案のとおりとすることにご異議ございませんか。 《異議なし》

会長 (島委員)	異議がないようですので、事務局案のとおり答申することに決定いたしました。
会長 (島委員)	次に、諮問事項の２点目は「特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する減免の申請手続きの一部を改正すること」について、理事者の説明を求めます。
事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)	国民健康保険料の減免規定についての条例改正事項についてご説明しますので「資料２」をご覧ください。 今回は、被災者の負担軽減を図るため、災害減免の適用があることが明らかな場合に、市長の権限による減免を可能とする規定を「弘前市国民健康保険条例」及び「弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例」に追加しようとするものです。 Ⅰの国民健康保険条例の一部改正について、第３８条（保険料の減免）第２項にて、保険料の減免を受けようとする者は申請書を市長に提出しなければならないとされていますが、市長の権限による減免を可能とする規定を追加するものです。 Ⅱの弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例の一部改正について、第２条（減免）第１項表中の障害者の項中の「第９号」を「第１０号」とし、地方税法改正による項ずれを改めるものです。 同条中第３項は市税などとの整合性を図るため、合計所得金額への専従者控除を適用しない旨の規定を削除するものです。 同条第４項と第５項は、第３項の削除にともない項番号を変更するものです。 第４条（減免の申請）には、国民健康保険条例と同様に、市長の権限による減免を可能とする規定を追加するものです。 第５条（減免の決定通知）には、職権による減免をすることとした場合は、その旨を納付義務者に通知する項を追加するものです。説明は以上です。
会長 (島委員)	ご説明ありがとうございました。ただいまの理事者の説明に対してご質疑ございませんか。
委員	市長の権限による減免を可能とする「特別災害」とはどのような災害のことなのでしょうか。

事務局 (国保年金課長)	台風・地震など様々な災害が該当します。今回の改正は、現状の規定だと保険料の減免には申請が必要になるため、災害が発生し被害が明らかな場合には、申請を待つて減免を行うのではなく、職権による減免を可能とするものです。 国民健康保険法で保険料の減免が可能であると規定されていますが、細かい部分は市町村の条例で定めるものとなっています。すでに市税では職権による減免の規定が適用されているので、国保もそれに倣い改正を行うものです。
委員	避難所に避難している場合は申請書を書くような状況にないのでよい改正だと思います。 再度確認ですが、「特別災害」は誰がどのくらいの規模のものを「特別災害」と決定するのでしょうか。また、自然災害のほかにも何かあるのでしょうか。 被保険者への周知の観点から、どのような災害が該当するのか再度お伺いします。
事務局 (国保年金課長)	(特別災害の例示はなく)市が状況を把握して災害を認定します。その際、国保料のみ単独で「特別災害」とし、減免を決めるのではなく市税と合わせて減免を決定していきます。 周知の点でお答えすると、例えば今冬のりんご園に対する雪害であれば、市担当課（農林部）からも市税全般の減免についての周知を行っています。
委員	災害が発生した際、市税等と一緒に国保料の減免も決定したときの手続き改正であると理解しました。 資料を読むと市長が予め災害を規定し、国保が独自に備えるように見えたので質問しましたが、市が情報収集し、特別災害を認定したら、国保も市税と同じように減免手続きを行うということですね。
事務局 (国保年金課長)	例えば、東日本大震災のとき、市の条例には規定がありませんでしたが、国から避難者の国保料の減免が通知されたので、それを根拠に市で減免の手続きを行いました。
委員	災害の頭に「特別」がついていることにより、難しく考えてしまうと思います。

事務局 (健康こども部長)	どこからが「特別」災害なのかイメージがつきにくいということですね。例えば、今冬の大雪も特別災害に認定され、市で国保を含めた市税の減免は行っており、市からこれらの支援情報をまとめて周知しています。 繰り返しになりますが、今回の改正では減免の申請を待つのではなく、職権で減免を行えるように手続きを改正するものです。
委員	以前、台風が来たときにりんご園が被害を受けたことがあり、市で援助の内容をまとめて案内してくれて非常に助かったと聞いたことがあります。市が一貫して対応してくれることは助かります。 今回の国保の手続き改正も市民にとってはありがたい改正であると思います。
会長 (島委員)	他にご質疑ありませんか。ないようですので、質疑等を終了し、採決いたします。 本協議会への諮問事項「特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する減免の申請手続きの一部を改正すること」について、事務局案のとおりとすることにご異議ございませんか。 《異議なし》
会長 (島委員)	本件につきましては、異議がないようですので、事務局案のとおり答申することに決定いたしました。 なお、市長に対する答申書の文案につきましては、事務局に一任することといたします。 以上をもちまして、本日の会議に諮問されました協議事項は終了いたしました。委員の皆さま、ありがとうございました。進行を事務局にお戻しします。
司会 (国保年金課長補佐)	5 報告事項 委員の皆様、ご審議、誠にありがとうございました。 次に、次第の「5 報告事項」について、2項目を順次ご説明申し上げた上で、ご質疑等をお伺いすることとさせていただきます。

事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)	「資料３」政令改正に伴う条例改正事項についてご説明します。 今回、協議会に諮問いたしました賦課限度額の改定と同じく、国民健康保険法施行令の一部改正によって、低所得者に対する国民健康保険料の軽減について、軽減該当となる所得判定基準の改正が行われています。 これは国の改正に併せて条例を改ためなければならないものであることから、諮問を要しない事項としてご説明します。 具体的には、国が経済動向等を踏まえ、被保険者均等割額と世帯別平等割額を軽減する判定所得を見直し、低所得層の負担軽減範囲を拡大するものです。 今回は、国民健康保険法施行令の一部改正により、四角で囲みました「第２ 改正の内容」の項目２のとおり、政令で定める軽減所得の判定基準に合わせようとするものであります。 次に、６ページ目の「法定軽減基準の改正内容」をご覧ください。項目１の「法定軽減基準の改正内容と条例改正該当条文」について、低所得者に対する軽減は、７割軽減・５割軽減及び２割軽減の３つの軽減基準があります。今回は、５割軽減及び２割軽減の基準が改められています。 ５割軽減の基準は、これまで被保険者数に乗ずる金額が２９万円５千円であったものが、３０万５千円へ、１万円拡大されております。 ２割軽減の基準は、これまで被保険者数に乗ずる金額が５４万５千円であったものが、５６万円へ、１万円５千円拡大されております。 次に、項目２の「法定軽減基準改正に伴う対象世帯及び被保険者数の推移見込」をご覧ください。令和７年２月２８日時点で試算した結果、改正前と比較し、５割軽減世帯は１０２世帯、対象者は１６８人と、２割軽減世帯は１１世帯、対象者は２５人とそれぞれ増加となるものと見込まれます。 次に、項目３の「法定軽減基準改正に伴う影響額の見込み」をご覧ください。今回の改正によって軽減対象となる世帯の増加により、保険料調定額は改正前と比較し、約４０７万円減少となるものと見込まれます。 なお、保険料を軽減した減少分については、保険基盤安定負担金として県及び市の一般会計より支援される仕組みとなっております。
---------------------------------------	---

事務局 (国保年金課主幹兼 国保保険料係長)	最後に、「資料４」で、令和６年１２月１日まで交付していた健康保険被保険者証の廃止による条例改正についてご説明いたします。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和５年６月９日に公布され、令和６年１２月２日以降、現行の被保険者証は新規に交付されなくなりました。 これに伴い、弘前市国民健康保険条例第８章罰則第４１条中第９項を第５項に、「若しくは虚偽の届け出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届け出をした」にそれぞれ改めるものであります。 補足として、既に発行済みの被保険者証は、有効期限であります令和７年７月３１日までは使用できるものであります。 説明は以上です。
司会 (国保年金課長補佐)	ただいまご説明させていただいた報告事項２件について、ご質疑等ございませんか。 《質疑なし》
司会 (国保年金課長補佐)	以上で、全ての報告が終わりました。 最後にその他として、事務局から今後の予定等について連絡があります。
事務局 (国保年金課長)	６ その他 今後の運営協議会の開催予定についてご説明します。 令和８年度から子ども・子育て支援金を保険料に上乗せすることが決まっており、「①医療給付費分」「②後期高齢者支援金分」「③介護納付金分」に加えて、４つ目の「子ども・子育て支援金分」を増やす形になり、その保険料率の設定を行う必要があります。 このことについて、市民への周知期間も考え、現状の予定では令和８年３月の市議会定例会で条例改正を行いたいと考えており、その前段階として皆様に諮問し、今回のように協議を行いたいと考えています。 早ければ、１１月頃には本協議会を開催したいと考えていますが、国・県の通知等を踏まえて設定していく必要があります、ま

事務局 (国保年金課長)	だ詳細が通知されていないため、開催時期が決まっております。 しかしながら、今後、「子ども・子育て支援金分」による改正をメインとした本協議会の開催を予定しているので、ご協力のほどよろしくお願いします。
司会 (国保年金課長補佐)	最後に、これまでご説明してきた案件でも、それ以外のことも構いませんが、ご質問・ご意見等はございませんか
委員	内容と直接関係ありませんが、市職員の名札が苗字のみになった報道を拝見しました。しかし、本日の会議では、委員の席札がフルネームで、事務局職員の席札が苗字のみと役職名の席札となっており、矛盾があるように感じるので統一してはいかがでしょうか。
事務局 (健康こども部長)	会議の資料の中に所属・職・氏名の委員名簿があるので、委員の席札は苗字のみでよいと思います。 また、委員名簿に市事務局職員の職・氏名がないため、次回から市職員の氏名等も名簿に追加することとします。
司会 (国保年金課長補佐)	他にご質問等はありませんか。 ご質問等がないようですので、本日の協議会は、これをもちまして閉会いたします。 諮問いたしました事項につきましては、本協議会の答申を受け、条例改正の手続きを進めさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。 (閉 会)
その他必要事項	・会議は公開。